

東日本大震災及び長野県北部地震により被災した学生に対する授業料等の 減免措置要項

平成30年2月19日制定

1 趣旨

前橋工科大学の学生（学部生、大学院生及び入学者をいう。）のうち、東日本大震災及び長野県北部地震により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県又は新潟県の区域）における被災者で学費等の減免を希望する場合に、授業料及び入学料を減免するため、必要な事項を定める。

2 減免基準

対象者		入学料	授業料
本人又は学資負担者が居住する家屋が損壊し、焼失し、又は流失した者	家屋の全壊・焼失・流失	半額	半額
	家屋の半壊		
本人又は学資負担者が居住する家屋が警戒区域（※1）にあることにより、当該家屋への立入りが制限された者		全額	全額
学資負担者が被災により死亡した者			

※1 「警戒区域」とは、東日本大震災に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された区域をいう。

3 手続

(1) 入学料

ア 減免

(ア) 入学料の減免を希望する学生は、入学手続において入学料を全額納め、指定した日までに提出された申請書及び必要書類に基づき審査を行い、減免の可否を決定する。

(イ) 提出書類

- ①入学料減免申請書(所定様式)
 - ②り災証明書(コピー可)
 - ③学生本人及び世帯全員の住民票の写し(原本)
 - ④戸籍抄本(原本)
- (学資負担者が被災により死亡した場合に提出)

イ 還付

- (ア) 減免が決定した場合は、当該年度分の入学料を還付するものとする。
- (イ) 還付方法は、申請者の指定した金融機関口座に振り込むこととする。

(2) 授業料

ア 減免

- (ア) 授業料の減免を希望する学生は、授業料の徴収を猶予し、当該申請書提出期限内に提出された申請書及び必要書類に基づき審査を行い、減免の可否を決定する。

年 度	前期・後期	申請書提出期限
平成30年度	前 期 分	平成30年 4月24日まで
	後 期 分	平成30年10月24日まで

(イ) 提出書類

- ①授業料減免等申請書(所定様式)
 - ②り災証明書(コピー可)
 - ③学生本人及び世帯全員の住民票の写し(原本)
 - ④戸籍抄本(原本)
- (学資負担者が被災により死亡した場合に提出)

イ 還付

- (ア) 授業料を納めた後であっても、指定された日までに提出された申請書及び必要書類に基づき審査を行い、減免が決定した場合は、当該年度分の授業料を還付するものとする。
- (イ) 還付方法は、申請者の指定した金融機関口座に振り込むこととする。

4 適用年度

この要項は、平成27年度以降入学者の入学料及び授業料について適用する。

ただし、平成26年度以前入学者が本学に在学中（学部生が本学大学院に進学した場合を含む。）の間は、経過措置として次の減免基準を適用する。

なお、学部生が本学大学院に進学する場合には、入学料についても次の授業料減免基準を適用する。

対象者		授業料
本人又は学資負担者が居住する家屋が損壊し、焼失し、又は流失した者	家屋の全壊・焼失・流失	半額
	家屋の半壊	
	家屋の一部損壊	4分の1
本人又は学資負担者が居住する家屋が警戒区域（※1）にあることにより、当該家屋への立入りが制限された者		全額
学資負担者が被災により死亡した者		

※1 「警戒区域」とは、東日本大震災に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された区域をいう。